FAX：054-248-2724

（番号のお間違えがないようにお願いします）

総代理店制度運用中止後の意向確認シート（記載例①）

貴代理店の今後の意向について、下記のいずれかにチェックを付けていただき、FAX でご回答いただきますようお願いいたします。※ 2020 年２月７日（金）までにご返信ください。

No.	内　　容	チェック
①	あいおいニッセイ同和損害保険（株）（以下「ＡＤ損保」）宅建用スキーム/共同スキーム（**損保代理店登録**）への移行を希望 （ＡＤ損保へ代申変更後、ＡＩＧ損保解約。AD 損保の代理店の要件：火災保険の取扱保険料 100 万円以上（賃貸入居者向け火災保険除く）。）　売買	✓
②	ＡＤ損保 宅建用スキーム/**紹介スキーム**への移行を希望 （ＡＩＧ損保解約後、紹介制度業務提携）　売買	
③	ＡＤ損保 宅建用スキームを採用せず、**その他損保**へ移行を希望 （その他損保へ代申変更後、あるいはその他損保に乗合後、ＡＩＧ損保解約）　売買・賃貸	
④	**少額短期保険**（宅建ファミリー共済等）への移行を希望 （ＡＩＧ損保解約）　賃貸	✓
⑤	損害保険代理店業の廃止を希望	

（注）この回答は、AIG 損保・あいおい損保・宅建ファミリー共済と情報共有させていただきます。

代理店名	○○○不動産

～上記の補足説明～

① ＡＤ損保の乗合手続時に、AIG 損保との代理店委託契約解約書類を事前にご提出いただきます。その後 AD 損保へ代申変更してから AIG 損保との代理店委託契約を解約することとなります。

② 紹介制度は代理店業務ではありませんので、AIG 損保代理店の廃止とともに損害保険代理業を廃業することとなります。

③ 現在、AIG 損保が代申会社の場合は貴代理店が乗合他社に依頼し、AIG 損保に代わって代申を引き受けることを了解してもらう必要があります。
現在、AIG 損保専属代理店の場合は、その他損保との代理店委託契約締結の際、当該保険会社所定の乗合承認請求書が必要となります。当該保険会社との代理店委託契約締結に必要な書類・手続きについては、貴代理店から当該保険会社に直接ご確認いただく必要があります。当該保険会社と貴代理店が代理店委託契約を締結した後に、AIG 損保との代理店委託契約を解約することとなります。

④ AD 損保の新スキームは、賃貸入居者向け火災保険の取扱いがございませんので、少額短期保険またはその他損保への移行となります。

⑤ 現在、AIG 損保１社と少額短期保険をお取り扱いの場合で、引き続き少額短期保険会社だけの代理店を継続する場合を含みます。なお、損害保険代理店業解約後、新たに他の損害保険会社の代理店として登録する場合は登録免許税が必要となります。

お問い合わせ先　静岡宅建サポートセンター　ＴＥＬ：０５４－２４６－１５３７